

業務方法書について

法律上の根拠

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

（業務方法書）

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

業務方法書に記載すべき内容の規定

岡山県地方独立行政法人法施行細則（案）

（業務方法書の記載事項）

第2条 法第22条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地方独立行政法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務を委託する場合の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項

業務方法書に記載する事項

・定款に規定する業務に関する事項

第3条 病院の設置及び運営

第4条 法人の行う業務

第5条 緊急時の知事の要求

・業務を委託する場合の基準

第6条 業務の委託

第7条 委託契約

・契約に関する基本的な事項

第8条 契約の方法